

発 言 通 告 書

発言者氏名	松岡和行
発言の会議	平成29年11月29日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長

【件名及び発言の要旨】

1 災害時の地域医療救護所のあり方について

これまで、災害時に開設する地域医療救護所9カ所のうち7カ所が津波浸水区域内に立地する問題を繰り返し指摘してきたが、前市長からは実効性のない計画が示されたただけだった。これに対し、ある医師の取り組みにより、西地区の地域特性に合わせた救護所の増設と、多くのスタッフが地域で参集する体制案が固まってきている。この素晴らしい取り組みから、今後の地域医療救護所のあり方について、以下、伺う。

- (1) 地域医療救護所のうち7カ所が津波浸水区域内に立地し、神奈川県が示す最大クラスの津波が襲来した場合に開設できなくなる問題を御存じか。
- (2) 最大クラスの津波が襲来した場合、市内2カ所の災害拠点病院が機能しなくなることが想定され、本市の災害時医療のシナリオが大きく崩れることに対する市長の考えを伺う。
- (3) 西地区における新たな災害時医療体制に対して市長はどのように評価されるか。
- (4) 今後、西地区以外の地域医療救護所を津波浸水区域から移設する必要性に対する市長の考えを伺う。

- (5) 市民の安全や命を守る立場として、新たな救護所案を早急に検討し医師会に提示すべきではないか。

2 「すかなごっそ」について

J Aよこすか葉山農産物直売所「すかなごっそ」は平成 23 年 6 月のオープン以来年々集客数を伸ばし、本市の観光の人気スポットとなっている。しかし、集客数の増加に伴い、周辺の交通渋滞と施設等の面積を拡大する必要性という課題が生じている。

- (1) この課題に対して、農地法の規定の中で市としてでき得る方策を検討すべきではないか。

発 言 通 告 書

発言者氏名	大村洋子
発言の会議	平成29年11月29日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長、教育長

【件名及び発言の要旨】

1 PPP／PFI手法と中学校完全給食の整合性について

- (1) 国は「PPP／PFI推進アクションプラン」において2022年までに21兆円のPFI事業を目指し、地方自治体に対してPPP／PFI手法導入を促している。本市でも優先的に検討する方針を作成し、中学校完全給食の共同調理場を対象とした調査が進んでいる。地域主権主義者である市長は、国からの「PPP／PFI推進アクションプラン」についてどのような評価をお持ちか。
- (2) 現在、教育委員会では「PFI等導入可能性調査」を事業者に委託している。他都市の事例を見ると、かなり詳細な分析のもと調査報告がなされ、これはこれで重要だと思われるが、最重要であるべきは「基本計画」だと思う。「基本計画」の骨格をなす中学校完全給食における「基本理念」をどのように認識されているか。教育長に伺う。
- (3) 委託業者が行う調査によって導き出されるVFM（バリュー・フォー・マネー）と基本理念・基本計画はどのような関係性となるのか。市長、教育長に伺う。
- (4) 給食を供給する共同調理場は教育施設の範疇に含まれるとお

考えか。教育長に伺う。

- (5) 献立作成、食育指導、アレルギー問題、食中毒、異物混入など給食現場をめぐるさまざまな課題の中心的指揮監督は栄養士や学校長にある。PPP/PFI手法導入に際して形式上「偽装請負」とならないよう契約上の内容を整えたとしても、安全で温かくおいしい、栄養のある給食を提供するという本市の完全給食のあり方を本当に担保しようとするならば、その大前提である栄養士や学校長と調理員の密接なコミュニケーションは不可欠であり、矛盾が生じるのではないか。市長、教育長の御所見を伺う。

2 給食費について

- (1) 私は給食費も教育費の一環として国が賄うのが本来のあり方ではないかと考える。市長とは前定例議会の代表質問で小児医療費の助成制度は「ナショナルミニマム」である旨の議論をしたが、給食費も同じように考えられるのではないか。市長の御所見を伺う。
- (2) 現在、学校給食運営審議会において給食費の議論が行われている。少ない予算の中でのやりくりで、現場の栄養教諭、調理員の方々の御苦労は限界にきていると感じる。本市は8年間給食費の額を据え置いてきたが、給食費の値上げも現実的に視野に入れなければならないときにきていると感じる。給食費の値上げに際しては保護者負担のみではなく、市長に一般会計からの繰り出しを提案してみてもいいか。教育長に伺う。
- (3) 同じ内容を市長にも伺う。教育長から提案、依頼があった際にはどのような回答をされるおつもりか。
- (4) 市長は給食費の無償化について全国の流れをどのように評価されているか。そして、本市もその流れに加わるような研究をされるおつもりはおありか。あわせて御所見を伺う。

3 「『我が事・丸ごと』地域共生社会」と本市の福祉施策との整合性について

- (1) 「地域包括ケアの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」は介護保険法だけでなく障害者総合支援法、健康保険法、児童福祉法、社会福祉法、生活保護法等、国民生活と福祉全般にかかわる 31 の一括法であり、手っ取り早く 1 つにまとめて、自治体へ、地域へ押しつけていくやり方ではないか。市長はこの地域包括ケア強化法についてどのような御所見をお持ちか。
- (2) 社会福祉法第 4 条第 2 項によれば地域生活課題の解決の主体は地域住民である。しかし、日本国憲法第 25 条第 1 項では権利は国民に、第 2 項では義務は国に置かれている。このように社会福祉、社会保障の責任は地域住民ではなく国であることを憲法は明確にうたっている。日本の最高規範である憲法の条文とそごを生じている社会福祉法第 4 条第 2 項はそもそも法としてのていをなさないと思うが、市長は憲法と社会福祉法のそごについてどのような御所見をお持ちか。
- (3) 「『我が事・丸ごと』地域共生社会」は、これまで積み上げてきたそれぞれの福祉分野の仕組みやルールとの間でもそごが生じている。顕著な例では、基幹相談支援センターの設置に関する変更である。自立支援協議会である「障害とくらしの支援協議会」では長きにわたって「基幹相談支援センター開設」について議論し方向性が定まっていたにもかかわらず、このような急な変更は寝耳に水だったという。
 - ア 障害者サポートセンターを 1 カ所開設し、基幹相談支援センターの設置はその後検討していくということになった変更理由を詳しく御説明されたい。
 - イ なぜ、基幹相談支援センター開設について議論を積み上げてきた関係団体に、事前に相談し、ともに結論を導くような努力を行わなかったのか。経過の御説明をされたい。
 - ウ そもそも本市は障害者の相談体制をどのように構築しようと考えているのか。方針を示されたい。
- (4) 「『我が事・丸ごと』地域共生社会」を生真面目に遂行しようとするれば、障害福祉の分野でそごが生じたように、他の福祉分野でもあつれきや矛盾が生じる可能性があると思う。変更が生

じた場合は関係団体に説明し、意見を求め、合意形成に努力すること、また決定のプロセスを明らかにすることなどが大切だと思うが、今後どのように対処されるおつもりか、市長のお考えを伺う。

4 オスプレイの安全性と災害救助の有効性について

- (1) オスプレイの墜落事故は枚挙にいとまがない。2012年、大きな反対世論の中で沖縄県宜野湾市海兵隊普天間基地にオスプレイは強行配備された。このとき、政府は事故率が1.93で海兵隊機全体の平均を下回っていることを安全の論拠として力説していた。ところが配備から約5年を経て、事故率は今や過去最悪の3.27となり海兵隊機全体の2.72を上回っている。市長はこれらの事実からオスプレイの安全性をどのように評価されるか。お考えを伺う。
- (2) さらにオスプレイの利用率についても重大な事実がある。アメリカ国防研究所の元主任分析官でオスプレイの専門家であるレックス・リボロ氏は米海軍安全センターがまとめたアフガニスタンにおける米海兵隊航空機の事故報告書について、任務遂行機能に大差のない150機所有のUH1Yヘリの飛行時間は1万6千時間以上であるのに250機所有のオスプレイの飛行時間はたったの723時間だったことを明らかにし「現地でのオスプレイの利用率の低さと事故率の高さは驚異的で恥ずべき数字だ。実戦で使い物にならなかったことを立証している。」と断じたと言う。市長はこれらの事実からオスプレイは災害救助に有効だと評価されるか。お考えを伺う。
- (3) 陸上自衛隊木更津駐屯地ではオスプレイの整備が行われ、その試験飛行に相模湾上空が予定されている。本市の上空を飛行する可能性も否めない。三浦半島上空の飛行をやめるよう要請することが必要と思うが市長の御所見を伺う。

発 言 通 告 書

発言者氏名	加藤ゆうすけ
発言の会議	平成29年11月29日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長

【件名及び発言の要旨】

1 路上喫煙から市民を守るための対策について

- (1) 本市では、ポイ捨て防止、景観維持の観点から路上喫煙自粛要請が始まった。施策の効果、環境美化の機運の高まりにより、ポイ捨ての数は要請開始当初よりも大幅に減少している。しかし、路上喫煙者の姿はいまだに散見される。「携帯灰皿を持っており、ポイ捨てはしていない」路上喫煙者の存在に対する、市長の認識を伺う。
- (2) 路上喫煙をなくすため、「ポイ捨て防止」だけではない、政策の方向性を示す必要があると考えるが、いかがか。
- (3) 路上喫煙の中でも、とりわけ危険なのが、公共交通機関の駅前における、通学時間帯の喫煙である。通学する児童・生徒の安全確保のためにも、通学時間帯の駅前の路上喫煙に対し力を入れ施策を講ずるべきと考えるが、市長の所見を伺う。
- (4) 駅前での路上喫煙が特に気になる駅から順に先行して、交通事業者と連携し、学生の通学時間帯の駅前路上喫煙防止強化や、煙が漏れ出ない形での喫煙スペースの確保など、実効性の高い施策を試みてはいかがか。

2 犬猫等のペットとの暮らしについて

- (1) 市民の3割が高齢者である本市において、高齢になっても安心して動物飼育ができる仕組みを構築する必要性は高まっている。飼い主が高齢になり、健康状態の悪化を理由とし、やむなく所有権を放棄せざるを得ない状況がふえることが想定される中で、本市はどのような政策的方針をとるのか。市長の所見を伺う。
- (2) 訪問介護、訪問診療がきっかけで、ペット飼育の継続が近い将来困難となることが予想される高齢者世帯が明らかになるケースもある。高齢者の生活と密接に関連する分野が連携し、犬猫等と暮らす高齢者世帯の状況を把握し、飼育困難な状況が予想される際には、安心できる譲渡先を早目に探せるよう動物愛護ボランティア等の情報を飼い主に提供するなど、「ペットと高齢者」をめぐる課題が深刻化する前に対策を講じてはいかかか。
- (3) 本市は、震災時におけるペットの避難について、横須賀市地域防災計画において、獣医師会等関係団体や動物愛護ボランティア等と協力し、適切な動物の保護を行うことを定めている。一方で、「ペットの震災時避難所での受け入れについては、運営委員会の判断による」としており、ペットの同行避難が、全市的に認められるわけではない可能性が示されている。犬猫等のペットと暮らす市民への非常時対策を全市的に今後どのように進めていくのか、市長の所見を伺う。

発 言 通 告 書

発言者氏名	藤野英明
発言の会議	平成29年11月29日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長

【件名及び発言の要旨】

1 座間市で起こった9遺体事件について

- (1) 被害者の一人が暮らしていたまちの市長として、「生きづらさ」に寄り添うことができなかったことへの見解について

10月31日、神奈川県座間市のアパートで9人の遺体が発見され、死体遺棄と殺人の疑いで容疑者が逮捕された。予断を持つべきではないが、「死にたい」とSNSに投稿していた人々を言葉巧みに誘い出しては殺害していた可能性が高くなってきた。

「本当に死のうと考えている人はいなかった」と容疑者が供述したと報道があったが、自殺対策の分野においては「死にたい」という言葉は「苦しい」「助けてほしい」「生きたい」を意味していると捉えられてきた。つまり、被害者は生きたかったはずだ。

今回の事件を受けて私たち支援者側は、SNS上の「死にたい」つまり「苦しい」「助けてほしい」という声に対応できていないみずからの取り組みのあり方を真摯に反省すべきだ。

既に政府は関係閣僚会議を開いて対策を検討しているが、国の対策だけでは足りない。なぜならば、犠牲者の一人はこのまちに暮らし、福祉の世界で働きながら音楽を愛していた前途ある若者だったからだ。彼が暮らした横須賀は全国に先駆けて自

殺対策に取り組み、近年は犠牲者数を減らしつつあったが、結果的にこれまでのさまざまな取り組みでは、被害者の「生きづらさ」を拭えなかったのだ。私自身もその責任の重さを痛感しているが、本市の政治・行政はこの事件の当事者であるという強い意識を持つ必要がある。

被害者の暮らしていたまちの市長として、結果として本市が「生きづらさ」に寄り添うことができなかつたことに対し、どのようにお考えか。

(2) SNS上にあふれる「生きづらさ」に徹底的に寄り添う、新たな取り組みの必要性について

ア 「誰も一人にさせないまち」が最終目標である本市は、今この瞬間もSNS上にあふれている「生きづらさ」に寄り添えるようになるために新たな取り組みが必要だ。

今回、容疑者と被害者のやりとりに使われたSNSを運営するツイッター社は自殺や自傷行為の助長や扇動を禁じる旨の項目をルールに追加したが、この対応には多くの批判が寄せられている。なぜなら「死にたい」という気持ちを持つ圧倒的多数の人々が存在している現実、その気持ちを書き込める場所をなくしても変わらないからだ。

本市はむしろSNSを相談支援の新たな手段として積極的に取り入れていくべきだ。既に本市が実施している面接と電話とEメールでの相談だけでは届かない若い世代にとって、SNSは電話などよりも圧倒的にハードルが低く、助けを求める声に対応できる可能性がある。

「生きづらさ」の声に即時に対応できるように、SNSによる相談体制を新たに構築すべきではないか。

イ さらに、現在、若い世代に最も浸透しているSNSであるLINEと連携し、具体的な取り組みを実施すべきだ。

長野県とLINE社は「LINEを利用した子どものいじめ・自殺対策に関する連携協定」を締結して、9月に2週間、LINEを用いた相談を実施した。11月18日に中間報告が公表されたが、わずか2週間で547件の相談に乗ることができ、前年度1年間の電話相談259件を大きく上回る成果を上げた。さらに来年度からLINE社は、全国の10から20の自治体とともに新たに「全国SNSカウンセリング協議会」を立ち上げ、

LINEを通じたいじめ・自殺対策を初めとするSNSカウンセリングを研究し、実践していくと発表した。

この取り組みは、自殺対策と精神保健相談を担当する保健所健康づくり課だけでなく、児童・生徒の相談を受けている教育委員会など他部局も一緒になり、本市全体で進めていく価値がある。

新たにスタートする「全国SNSカウンセリング協議会」に本市は率先して参加すべきではないか。

ウ 両提案ともに早急な対応が難しければ、現在策定中の自殺対策計画に明記し、実施方法を検討していくべきではないか。

2 うわまち病院にアクセスする県道から病院入口前までの「進入路」を早急に拡幅すべく検討を始める必要性について

昭和42年にうわまち病院入口から坂本交番前までの1,160メートルの道路を幅15メートルに広げる「上町坂本線」が都市計画決定された。それから50年が経つが、整備はわずか140メートルしか進まず、今も県道からうわまち病院入口までの「進入路」はとても狭いままだ。

そのため、平日午前には慢性的に渋滞し、雨の日は県道まで伸びた車列を病院事務職員が交通整理をしている。交通事故もしばしば起こっている。歩道もなく危険なので緑色の塗装を施すグリーンベルトがつけられたが、地域住民、うわまち病院へ通院する患者らは毎日通行に不便を感じている。さらに1分1秒を争う救急車も、狭い「進入路」のせいでタイムロスをしている。

もしも大規模災害が起これば、狭い「進入路」が通行不能になる可能性もあり、災害時の拠点病院としての活動が大幅に制限され得る。

また、診療所や薬局や住居など十数軒が拡幅の予定地とされているが、その所有者は都市計画によって建築制限を50年にわたって受け続けている。

こうした未整備のままの都市計画決定された道路が市内全域で47.8%と多数に上ることから、都市部は平成19年度から3年にわたってあり方を議論し、平成22年に報告書「都市計画道路網の見直し」を発表した。この中で「上町坂本線」は「概ね20年以内に

事業着手が望まれる路線」に位置づけられたが、7年が経過した今も拡幅は進んでいない。

私は、この「進入路」は市民の命にかかわる重要な道路であり、現状が放置されていることは極めて問題だと考えている。そこで、この「進入路」の拡幅を可能な限り早く実施すべきという立場から問題提起を行う。

- (1) 50年前の都市計画決定から現在まで「上町坂本線」及び「進入路」の整備が実現していない理由について

ア 「進入路」の先行整備を提案した平成14年12月9日の建設常任委員会での若山豊委員の質問に対して、当時の土木部長は「進入路」だけの整備では国庫補助がもらえず市単独で約17億円の支出となることを理由に、困難だと答弁した。その後、国庫補助から交付金事業へ変更されており、一部区間の整備では国庫補助が出ないという当時の答弁とは状況が変化した。

これまで「進入路」の拡幅が実施できなかった理由は何か。

イ 現在の試算では整備費用はいくらになるか。

ウ 「進入路」を含む「上町坂本線」の整備実現のために、これまでの50年間、具体的にどのような活動を行ってきたのか。

- (2) 7年前の「都市計画道路網の見直し」から現在までに起こった大きな環境変化への対応と、再度見直しを検討する考えの有無について

報告書「都市計画道路網の見直し」では、都市計画道路を取り巻く環境変化を柔軟に受けとめ、適時見直しを行うこととしている。

今回私が問題提起している「進入路」には、整備実施の優先順位を見直すべきさまざまな環境変化が起こっている。具体例を挙げて、その対応について問う。

ア 毎年新たな体制整備がなされて医療提供体制が劇的に改善し、市内外の人々に不可欠の存在に生まれ変わったうわまち病院の変化について

国立横須賀病院は平成14年7月に市立うわまち病院となり、運営を公益社団法人地域医療振興協会に委託した結果、医療提

供体制が年を追うごとに充実していった。

現在のうわまち病院は市内外の傷病者にとって不可欠な存在へと大きく変化した。利用者数は通院・入院ともにふえ、平成14年と平成28年の利用者数を比べると、外来は9万6,821人から14万9,852人へ、入院は5万5,248人から11万8,606人に増加した。

今後も横須賀・三浦二次保健医療圏の医療需要は伸びていくため、うわまち病院の入院需要も増加を続けると思われる。「都市計画道路網の見直し」を公表した平成22年を基準とすると、平成47年には虚血性心疾患は130%以上、脳血管疾患は150%以上、肺炎は175%も入院需要が増加するとの推計が指定管理者から報告されている。

つまり、国立横須賀病院時代とは明らかに環境変化が起こっており、うわまち病院は将来にわたっても市内外から求められる存在に変化したのだ。

こうした大きな環境変化について関係部局間の情報伝達はできているのか。

イ 断らない救命救急センターの活躍により受け入れ救急車台数が年間6,000台規模から平成29年は7,000台規模へ増加を続けている変化について

平成25年に救命救急センターの認定を受けたうわまち病院は、救急車受け入れ件数が年間6,000台規模からさらに増加を続け、平成29年度には7,000台規模へと増加する見込みだ。

こうした救急医療の受け入れ態勢の変化、また、「進入路」の狭さによって救急車がタイムロスをしており、もしも「進入路」が拡幅されていればより早く人々が救急医療を受けられたことについて関係部局間で情報共有はできているのか。

ウ 「進入路」の拡幅がうわまち病院の経営をさらに好転させるという観点について

前記のような医療提供体制の劇的な改善は、うわまち病院の経営状況を好転させ、病院事業会計が改善していくことは本市財政にもよい影響をもたらす。

「進入路」が拡幅されれば利便性が向上し、うわまち病院の経営状況がさらに良好なものになるのは明らかである。「進入

路」拡幅と経営状況のさらなる改善の関係について関係部局間で情報共有はできているのか。

エ 関連して伺うが、これまで指定管理者から「進入路」拡幅について要望を受けたことはあるか。

オ 神奈川県から大規模災害時の拠点として「災害協力病院」に指定されたことや、大規模災害時に他の医療機関が被災し、うわまち病院が唯一の拠点になる可能性について

平成 26 年 3 月に大規模災害によって多くの傷病者が発生した場合に国が指定する災害拠点病院と同様の機能を有する「災害協力病院」として、うわまち病院は神奈川県から指定を受けた。

地震や津波の発生などの大規模災害時に、新港ふ頭の救急医療センターは周辺道路の液状化や津波が想定されている。また、神奈川県が想定する最大クラスの津波が来れば、横須賀共済病院は津波被害を受ける可能性があり、津波を直接受けずに済んでも周囲はアクセス困難となる可能性がある。

一方、標高 28 メートルに位置していることから津波の影響もないうわまち病院が実質的に唯一の災害医療拠点となる可能性がある。このよううわまち病院の災害時における役割の重要性の変化について関係部局間で情報共有はできているのか。

カ 災害時におけるうわまち病院への緊急車両の通行可能ルートや迂回ルート等の設定や、道路啓開・復旧の計画の策定の有無について

関連して伺うが、平成 28 年 11 月 16 日の「社会資本整備審議会道路分科会・第 57 回基本政策部会」で国土交通省が示した資料「災害時の通行可能な道路の確保と情報の取扱」中の「事前に救急車両の通行可能なルートや迂回ルート等を設定」によれば、大規模災害発生後に災害拠点病院などへ緊急車両が移動するためにあらかじめ被災状況を想定した迂回ルート等に関係機関で合意の上でマップを準備する、迂回ルートが設定できない区間については耐震対策、防災対策やカメラの整備を重点的に実施する、とされている。

うわまち病院へのアクセスは「進入路」だけで迂回路が存在

しないが、救急車両の通行路確保についての考え方に基づいて、うわまち病院は「進入路」が被害を受ける想定はしているのか。また、被害を受けた「進入路」を一刻も早く改善するための重機などによる道路啓開・復旧についてどのような道路応急対策を策定しているのか。

キ こうした環境変化を受けて、都市部による「上町坂本線」または「進入路」の整備の優先順位見直しの有無について

前記のうわまち病院の医療提供体制の画期的な向上による利用者数の増加や大規模災害時の拠点機能が求められるようになったことなどの環境変化を考慮して、平成20年の「見直し」以降に「上町坂本線」または「進入路」の整備の優先順位見直しを実施したことはあるか。

- (3) 5年後に迫ったうわまち病院の建てかえ工事の開始前に「進入路」を拡幅することで、現地建てかえと方針決定した場合の工期短縮や費用圧縮に大きく資する可能性について

市長による諮問がなされ、うわまち病院の建てかえについて「市立病院運営委員会」で議論が行われている。来年1月に答申素案、3月には市長へ答申が出され、答申をもとに健康部は「将来構想」を作成し、新しいうわまち病院の建設場所などが来年9月頃には決定される予定だ。

答申も「将来構想」も白紙の段階のために現時点では仮定の話となるが、大切な論点なので必ずお答えいただきたい。スケジュールを逆算すれば、工事開始まで残り5年しかない時期に来ている。

かつてうわまち病院が新たに南館を建設する際には「進入路」の狭さが原因で、生コンクリートを運搬するミキサー車は4トン車が使えず、2トン車の使用しかできなかったため、車両数が2倍となり、台数増に伴う通行調整は困難をきわめたと聞いている。

もしも建てかえを現在の場所で行うと方針決定されれば、南館だけの建設時とは比べ物にならないほどに、「進入路」の狭さによる悪影響が予想できる。利用者への迷惑だけでなく、建設資材の搬入に伴う通行車両の激増や工期にも大きな差が出るであろう。

そうした事態を避けるためにも、現地建てかえと決定した場合を想定して、先行して「進入路」の拡幅工事を実施すれば工期短縮や工事費用の削減につながる可能性があるのではないか。

こうした想定に基づく試算や「進入路」拡幅の先行実施の可能性を検討したことがあるか。していないならば、それはなぜか。

- (4) うわまち病院を新たな場所に移転し新築すると方針決定した場合も、「進入路」拡幅の実施が移転作業や跡地の売却にメリットをもたらす可能性について

答申および「将来構想」がうわまち病院を別の場所に移転して建てかえるとの結論になった場合にも、早期に「進入路」拡幅を行う必然性は高い。平成37年度のオープンまで現在のうわまち病院の利用者にもたらすメリットを初め、医療機器の移転作業のスムーズ化につながる。

何よりも移転後のうわまち病院跡地を売却する際、3万8,000平方メートルもの広大な土地への「進入路」が現在のままでは明らかに買い手は狭まるだろう。

こうした私の見解について、どうお考えか。

本問も現時点では仮定の話となるが、大切な論点なので必ずお答えいただきたい。

- (5) 都市計画決定権者である市長は、今回の問題提起をどう受けとめたか。うわまち病院への「進入路」の拡幅工事の早期実施に向けて、市長は政治判断をすべきではないか。

さまざまな観点から現在と将来の課題について多くの質問を行ったが、私は3つの確信を持っている。

第1に、うわまち病院への県道からのアクセスは極めて悪く、現時点で拡幅の必要性が高い。建てかえが現地であれ、新たな移転先であれ、「進入路」の拡幅工事を早期に実施する方があらゆる観点から拡幅工事のコストよりも得られるメリットが大きい。したがって「進入路」の拡幅工事は優先順位を上げて、可能な限り早期に着手すべきだ。

第2に、都市計画決定されているのは病院に向かって「進入路」の右側に当たるが、診療所、薬局、住宅などが約15軒存在している。都市計画決定時に建築制限を課しているとはいえ、

50年もたった対象地区の方々も代がわりしており、全ての方に現在の生活を諦めて移転などに応じていただくのは困難ではないか。むしろ左側は、駐車場や、既にセットバックされている建物が多く、道路に近接しているのは診療所と住宅の三、四軒で、右側より明らかに少ない。拡幅工事着工への可能性を高められるかもしれないため、都市計画決定を「進入路」右側から左側へ変更することも検討すべきだ。

第3に、これまで50年も動かせなかった計画を動かすには強いリーダーシップに基づく上地市長の政治判断なしには実行は不可能だ。

ア うわまち病院への「進入路」の拡幅工事の早期実施の必要性について、都市計画決定権者である上地市長は今回の問題提起をどうお考えか。

イ 「進入路」拡幅の先行整備について、市長は強いリーダーシップを発揮して政治判断すべきではないか。

3 上地市長の行動スケジュールの作成基準を抜本的に変える必要性について

(1) 歴代市長が動かせなかった国道357号の延伸が上地市長によって動き出したが、貴重な4年間の任期はこうした成果を出すためだけに使っていただきたいと私は願ってやまない。

神奈川新聞には県内首長のスケジュールが掲載されているが、横須賀市長は県内他市の首長と比べて、細かな市内イベントでの来賓挨拶や来客対応が圧倒的に多い。当然、これでは政府や官公庁への訪問、国会議員や県議会議員との連携、横須賀市の魅力を市外県外へ発信するために出張する時間はなくなる。財政の厳しい横須賀市が実現したい政策は、国と県の協力なしには難しいし、市長によるトップセールスでしか実現できない民間企業や他都市との連携も実現できなくなるため、現行のスケジュールのあり方は見直すべきだ。

8年前の平成21年度第3回定例会の吉田雄人前市長の初当選後の最初の質問においても私は全く同趣旨の提案を行ったが、前市長は最後まで変えようとしなかった。

上地市長は、市内行事への出席や来賓挨拶は特別な周年行事

などを除きお断りし、来客対応も絞るべきだ。そして、国・県とのパイプを生かして横須賀復活計画の実現のために、たった一人しか存在しない市長にしか実行できない行動や重要な政策決定のためにこそ多くの時間を当てるべきだ。

市長の行動スケジュールが決定されるプロセスは、まず各部署から依頼が出されて、それらを秘書課の担当者・係長・課長らがまとめて、一定の基準に基づいて試案をつくる。

この秘書課によるスケジュールの作成基準を抜本的に改めて、市長の行動スケジュールの優先順位を変えるべきではないか。市長はどうお考えか。

発 言 通 告 書

発言者氏名	西郷宗範
発言の会議	平成29年11月29日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長、教育長

【件名及び発言の要旨】

1 バリアフリー対策について

- (1) まちづくりのグランドデザインにおける谷戸のバリアフリー化をどのようにイメージしているか。
- (2) 比較的平坦な地域でも、昔から市街地として形成されている古い町並みにおける社会インフラのバリアフリー化をどのようにイメージしているか。
- (3) 古くからある市街地をバリアフリー化する具体策はあるのか。
- (4) 特徴のある町並みごとのバリアフリー化対策をどのように考えているか。
- (5) 第3次実施計画にはバリアフリー対策をどのように盛り込んでいくのか。
- (6) 心のバリアフリー化として「やさしい街」「一人にしない街」とするための市民の意識共有はどのように考えているか。
- (7) 国が用意している支援制度のうち、本市が活用できるメニューの具体例を伺う。
- (8) 今後必要となる支援策を国に提案していく考えはあるか。

2 学校図書館支援センターの設置について

- (1) 学習指導要領の改訂に向けて、教育委員会はどのように情報収集し、いつごろから対応していくのか。
- (2) 図書館司書、学校司書、教師等が協議し、子どもたちに適した勉強ができるよう、学校図書館支援センターを設置してはどうか。
- (3) 補助教材を一元管理し、学校図書館支援センター等の指導のもと、教材を相互活用できる学校貸出用資料室を設置してはどうか。
- (4) 学校図書館と4つの市立図書館の蔵書を物流で相互活用できるようなシステムを構築すべきと考えるが、市長、教育長の所見を伺う。
- (5) ICTを利用した読書率の向上策として、図書の貸し出し・返却の簡素化や読書履歴が記録できるスマートフォンアプリを導入または開発することに対する市長、教育長の所見を伺う。

発 言 通 告 書

発言者氏名	小幡沙央里
発言の会議	平成29年11月29日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長

【件名及び発言の要旨】

1 地域福祉について

- (1) 障害、高齢、生活困窮、児童など分野を超えた連携について
 - ア 市が中心となり、分野を超えた連携を進める必要性について
 - イ 地域福祉の連携に法律の専門家を加える必要性について
- (2) 社会福祉協議会について
 - ア 同協議会に期待する役割について
 - イ 市内18の地区社会福祉協議会との連携の図り方について
 - ウ 地域福祉コーディネーターやコミュニティーソーシャルワーカーの配置を支援するための仕組みの構築について
- (3) 困難な福祉課題を把握し、改善に努める仕組みの構築について

2 社会的マイノリティーとされる女性への支援について

- (1) 非正規雇用で働くシングル女性に対する就労支援を第5次横須賀市男女共同参画プランに位置づける必要性について

- (2) 障害のある女性の性被害相談体制を整える必要性について

3 市民参加について

- (1) 住民自治について
 - ア 住民自治の重要性に対する市長の考えについて
 - イ 地域運営協議会の役割について
 - ウ 同協議会を小学校区単位で立ち上げる予定について
 - エ 個人住民税収入に連動させ、住民が予算の使い道を提案できる制度の構築について
- (2) 市民公益活動への参加を促す制度の改善について

発 言 通 告 書

発言者氏名	本石篤志
発言の会議	平成29年11月29日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長、教育長、選挙管理委員会事務局長

【件名及び発言の要旨】

- 1 市民安全部危機管理課と市民部各行政センターとの災害時における避難者対応の認識を共通化するためのルールづくりについて
 - (1) 風水害がほぼ毎年のように発生している昨今、行政センターに備蓄されている非常用食糧の使用を誰が許可するかなど市民安全部危機管理課と市民部各行政センターとの災害時における避難者対応の認識を共通化するためのルールづくりが必要との考えに対する市長の所見について

- 2 市民安全部長、危機管理課長職に任命された職員には投開票事務をさせない旨の内部規程を制定すること及び災害時には市民の安全を最優先に考え避難所運営に従事する行政センター職員の投票事務に係る負担軽減を図ることについて
 - (1) 災害時には市民の生命や財産を守るため陣頭指揮をとる役割を持つ市民安全部長、危機管理課長職に任命された職員には投開票事務をさせない旨の内部規程を定めるべきとの考えに対する選挙管理委員会事務局長の所見について
 - (2) 避難所がコミュニティセンターに開設された際には、避難された市民の安全を最優先にその運営に従事する各行政センター

職員の投票事務に関する負担軽減を図るべきとの考えに対する
選挙管理委員会事務局長の所見について

3 通信事業者の局内に本市の教育ネットワークのサーバ群を設置 するコロケーションサービスの導入について

- (1) 現状「よこすか教育ネットワーク」のサーバ群が設置されている教育研究所と比較し、耐震、耐火、耐水性にすぐれ、今まではなかった非常用発電装置を備えるなどセキュリティー対策全般の格段の向上が図られ、さらにランニングコストの縮減も可能となるコロケーションサービスを利用すべきとの考えに対する教育長の所見について

4 本市学校現場における「デイジー教科書」の普及促進について

- (1) 文部科学省による平成30年度に向けた音声教材いわゆるデイジー教科書に関する使用教科書需要数調査の結果を踏まえた本市学校現場における「デイジー教科書」の今後の普及促進に関する教育長の所見について
- (2) 本市においても全市立小・中学校の特別支援学級等にタブレットパソコンの配備が完了した中、発達障害や弱視などの視覚障害を持つ児童・生徒の学習意欲の向上に著しい効果が確認されている「デイジー教科書」の普及促進を進めるため、教育委員会が日本障害者リハビリテーション協会に一括申請するべきとの考えに対する教育長の所見について

発 言 通 告 書

発言者氏名	石山 満
発言の会議	平成29年11月29日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長、教育長

【件名及び発言の要旨】

1 SNSを利用したいじめ・自殺相談について

- (1) 本市における児童・生徒のいじめ・自殺相談の状況に対する教育長の所見について
- (2) 長野県が試行したLINEを利用したいじめ・自殺相談の結果に対する市長及び教育長の所見について
- (3) LINEを利用したいじめ・自殺相談事業の本市での導入検討に対する市長及び教育長の所見について
- (4) 「SNSを活用した相談体制の構築に向けた調査研究」事業への応募検討に対する市長及び教育長の所見について

2 マイナンバーカードのマイナポータル「子育てワンストップサービス」の活用について

- (1) マイナポータル「子育てワンストップサービス」に対する市長の認識について
- (2) 本市における子育て世代のマイナンバーカードの取得状況について

- (3) 本市における「子育てワンストップサービス」へのネットワーク接続に関する検討状況について
- (4) 本市での同サービス開始に向けた準備状況について

3 民生委員・児童委員庁内サポート体制の構築について

- (1) 本市の民生委員・児童委員の現状と課題について
- (2) 民生委員・児童委員が地域で円滑、効果的に活動できるよう支援するための「民生委員・児童委員庁内サポート体制」の必要性について
- (3) 民生委員・児童委員支援担当者の配置について
- (4) 民生委員・児童委員のためのより実践的な活動の指針となるQ&A方式の冊子の作成について

4 食品ロス削減運動について

- (1) NO-FOODLOSSプロジェクトに対する市長の認識について
- (2) 本市のごみ減量化施策における食品ロスの現状及び市長の所見について
- (3) 本市における食品ロス削減事業の検討について
- (4) 松本市の「30・10運動」のような食品ロス削減に向けた国民運動の推進となるNO-FOODLOSSプロジェクトに参画し、食品ロス削減運動に取り組む必要性について